

第8次行財政改革基本方針策定に向けて

行財政検討審議会が答申

八幡市行財政検討審議会は10月25日(火)、市長に「第8次行財政改革の基本方針について」を答申しました。市は、答申に基づき、令和5年度を初年度とする第8次行財政改革の計画を策定する予定です。

これまで7次にわたる行財政改革を実施し、持続可能な行財政運営に取り組んできました。令和3年度は一時的な要因により財政状況の改善が見られましたが、人口減少・少子高齢化などにより歳入の根幹である個人市民税の増収が期待できない状態に加え、社会保障関係経費の増大や子育て支援、安心・安全のまちづくりなど歳出の増加も見込まれる状況にあり、これまで以上に歳入と歳出のバランスを維持していくことが難しく予断を許さない財政状況が続くものと考えられます。

このような状況の中にあっても持続可能な行財政運営を行うため、令和5年度を初年度とする第8次行財政改革実施計画の策定に向けて審議会を設置し、意見を求めてきました。

行財政検討審議会(会長 橋本行史・関西大学政策創造学部教授)は、10名で構成され、5月27日(金)の第1回審議会以降、

1 持続可能な行政経営体制の確立
2 人口減少・アフターコロナを見据えた行政サービスのあり方
の2項目について審議が行われました。

答申案については、広報やわた10月号やホームページ



堀口市長(左から3人目)に答申書を手渡す行財政検討審議会の(左から)北村晃子委員、壬生裕子副会長、橋本行史会長、田中克己副会長、大谷明代委員

結びに

答申の結びにあたり、次のことが求められています。

この答申を実効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづく



「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち」に住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata」の実現に向け、市長のリーダーシップのもと全職員が一丸となり、第8次行財政改革を断行するよう強く要請する。

政策推進課 (☎ 983-1014)

パブリックコメントで寄せられた意見(一部) 空き家や廃校活用を自治会加入促して

高齢化により、相続されずに放置されている空き家が増加している。活用方法について相談に乗るなど、空き家対策について具体的に検討してほしい。

小学校3校が廃校となっているが、なぜ資産の有効活用を考えないのか。広いグラウンドがもったいない。

自治会に法的な加入義務はないが、高齢化も進んでいる状態。災害時等に加入していれば助かるといった案内をするなど、加入を促すことはできないか。



答申後に懇談

答申後、市長と副市長、出席委員との懇談が行われ、委員からは農業の振興とバランスを図ったうえで、企業誘致など土地利用の見直しを進めてほしいといった意見や、市制施行45周年を記念して製作したキャラクター絵画入りマンホ

ールのような市の魅力をPRする施策を充実させてほしいといった意見がありました。

市長からは、健康ポイント事業など、初期投資は必要だが、長期的には、財政効果が見込まれる施策について、積極的に取り組んでいきたいといった意見が述べられました。

新型コロナワクチンのお知らせ

■乳幼児(6カ月〜4歳)へのワクチン接種
乳幼児の新型コロナワクチンは、11週かけて3回接種しますが、現時点の国が定める接種期限が令和5年3月31日(金)までのため、期限までに接種を完了するには、令和5年1月15日(日)までに1回目の接種を完了する必要があります。

接種希望の人は、接種券の発行申請をお願いします。

※ワクチンの種類は2価ワクチンではなく、1価の従来株ワクチンです。



乳幼児用接種券発行申請

■小児(5歳〜11歳)のワクチン接種(3回目)
現在、3回目の追加接種を実施していますので、前回接種から5カ月以上経過している人で接種希望の人は、接種券の発行申請をお願いします。

※ワクチンの種類は、初回接種と同じものです。



小児用接種券発行申請

■12歳以上の2価ワクチン(オミクロン株対応)の追加接種(3〜5回目)について
国の方針では、2価ワクチンの接種対象者は、12歳以上の1・2回目接種を終えた人とされています。

前回接種から3カ月以上経過している人は接種できます。なお、2価ワクチンによる追加接種は、現時点で1人1回とされています。

八幡市新型コロナワクチンコールセンター (☎ 0570-056-786)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんへ

次の①②の支援策の申請期限が延長されました。

①新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(要件につき再支給あり)の申請期限が12月31日(土)まで延長。

※①の申請対象となる人には、令和3年7月から順次、申請書などを送付しています。

②住居確保給付金の特例措置(再支給および職業訓練受講給付金との併給)の申請期限が、令和5年3

月31日(金)まで延長。

①の以下に該当する人は生活支援課までご相談を

▶令和3年7月以降に申請書が届いたが、申請しなかった人や申請書を紛失した人(申請期限の延長により対象となる場合あり)

▶他自治体にて特例貸付を利用して

いたが、本支援金を申請していない人(再支給を含む)

※他自治体から転入された人は、申請書等が届いていない場合がありますので、生活支援課にお問い合わせください。

生活支援課 (☎ 983-1138)